別記様式第五（裏面）（平28防省令11・令元防省令４・一部改正）

（退職時の階級）	（退職時の俸給月額）　　円 （　　号俸）
（支払差止めとなる給付金）	
（支払差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し） この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている給付金が支払われる。 １　この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 ２　この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） ３　給付金管理者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この給付金の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考１　（※）には処分の取消しの申立てをすべき給付金管理者を記載すること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。